

# インタフェース仕様書 保険者編 新旧対照表

(内容現在 平成28年12月1日)

| No. | ページ   | 改定前   | ページ | 改定後  |
|-----|-------|---|-----|--|
| 1   | 表紙    | 平成 28年 4月   | 同   | 平成 28年 12月   |
| 2   | 18-6  | チェック2<br>チェック詳細<br>②上記以外の場合<br>⇒チェック2を行う。   | 同   | チェック2<br>チェック詳細<br>②上記以外の場合<br>⇒チェック3を行う。                |
| 3   | 18-6  | チェック3<br>チェック詳細<br>チェック1に当てはまらない場合<br>⇒事業給付率を90%で決定する。  | 同   | チェック3<br>チェック詳細<br>チェック2までに当てはまらない場合<br>⇒事業給付率を90%で決定する。 |
| 4   | 29-6  | 項番8<br>〈備考〉<br>※3<br>※9   | 同   | 項番8<br>〈備考〉<br>※3  |
| 5   | 29-6  | 項番9<br>〈備考〉<br>※3<br>※9   | 同   | 項番9<br>〈備考〉<br>※3  |
| 6   | 29-7  | ※9 介護給付費単位数票標準マスタ（介護予防・日常生活支援総合事業）適用開始年月日、適用終了年月日の期間内を設定する。<br>介護給付費単位数票標準マスタ（介護予防・日常生活支援総合事業）適用開始年月日、適用終了年月日に変更された際は適宜、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報を提出し、適用開始年月日、適用終了年月日を見直す必要がある。 | 同   | 削除   |
| 7   | 29-10 | 項番2<br>〈備考〉<br>※2   | 同   | 項番2<br>〈備考〉<br>※2<br>※6                                  |
| 8   | 29-10 |   | 同   | ※6 平成29年6月1日以降を設定する。                                     |

| No. | ページ   | 改定前                      | ページ | 改定後   |
|-----|-------|--------------------------|-----|---|
| 9   | 29-10 |                          | 同   | <p>個人番号異動連絡票情報の提出が必要となる被保険者を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号利用事務の委託を開始する月の前月初日時点で受給資格を得ており、受給者異動連絡票情報を送付している被保険者</li> <li>ただし、個人番号利用事務の委託を開始する月の前月初日時点で、認定有効期間が期限切れの受給者については必ずしも送付する必要はない</li> <li>・個人番号利用事務の委託を開始する月の前月初日以降に新たに受給資格を得て、受給者異動連絡票情報を送付している被保険者</li> </ul> <p>個人番号異動連絡票情報の提出に関する留意事項を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所地特例対象者の個人番号異動連絡票情報は、保険者市町村より提出する</li> <li>・政令市、広域連合保険者に属する被保険者の個人番号異動連絡票情報は、政令市、広域連合保険者より提出する</li> <li>・生保単独受給者の個人番号異動連絡票情報は提出不要</li> <li>・個人番号利用事務の委託を開始する月の前月初日時点で資格喪失した被保険者の個人番号異動連絡票情報は提出不要</li> <li>・個人番号利用事務の委託を開始する月の前月初日以降の受給者認定有効期間外に、個人番号の変更があった場合、個人番号異動連絡票情報の提出は必要である</li> </ul> |
| 10  | 30-7  | 項番9<br><備考><br>※3<br>※9  | 同   | 項番9<br><備考><br>※3   |
| 11  | 30-7  | 項番10<br><備考><br>※3<br>※9 | 同   | 項番10<br><備考><br>※3  |

| No. | ページ   | 改定前   | ページ | 改定後   |
|-----|-------|---|-----|---|
| 12  | 30-8  | ※9 介護給付費単位数票標準マスタ（介護予防・日常生活支援総合事業）適用開始年月日、適用終了年月日の期間内を設定する。<br>介護給付費単位数票標準マスタ（介護予防・日常生活支援総合事業）適用開始年月日、適用終了年月日に変更された際は適宜、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報を提出し、適用開始年月日、適用終了年月日を見直す必要がある。 | 同   | 削除  |
| 13  | 377-1 | 項番21<br>内容<br>高額介護サービス費給付対象者一覧表、高額介護サービス費給付対象者一覧表（総合事業）のNo.を出力する  | 同   | 項番21<br>内容<br>高額介護サービス費給付対象者一覧表、または、高額介護サービス費給付対象者一覧表（総合事業）のNo.を出力する  |
| 14  | 377-1 | 項番21<br><備考>  | 同   | 項番21<br><備考><br>※4  |
| 15  | 377-2 |   | 同   | ※4<br>同一受給者にて介護・予防給付分と総合事業分の両方に高額介護サービス費の支給が発生する場合、高額介護サービス費給付のお知らせ情報は受給者に対し、サービス提供年月毎に1枚の出力とするため、帳票関連付け番号は高額介護サービス費給付対象者一覧表のNo.を出力する。総合事業分のみ支給が発生する場合、帳票関連付け番号は高額介護サービス費給付対象者一覧表（総合事業）のNo.を出力する。 |
| 16  | 377-4 | 項番13<br>内容<br>高額介護サービス費給付対象者一覧表、高額介護サービス費給付対象者一覧表（総合事業）のNo.を出力する  | 同   | 項番13<br>内容<br>高額介護サービス費給付対象者一覧表、または、高額介護サービス費給付対象者一覧表（総合事業）のNo.を出力する  |
| 17  | 377-4 | 項番13<br><備考>  | 同   | 項番13<br><備考><br>※4  |

| No. | ページ   | 改定前 | ページ | 改定後  |
|-----|-------|-----|-----|--|
| 18  | 377-4 |     | 同   | <p>※4<br/> 同一受給者にて介護・予防給付分と総合事業分の両方に高額介護サービス費の支給が発生する場合、高額介護（居宅支援）サービス費支給申請書情報は受給者に対し、サービス提供年月毎に1枚の出力とするため、帳票関連付け番号は高額介護サービス費給付対象者一覧表のNo.を出力する。総合事業分のみ支給が発生する場合、帳票関連付け番号は高額介護サービス費給付対象者一覧表（総合事業）のNo.を出力する。</p> |